

学校教育法改正の概要（教員組織関連）

教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、以下のように、助教授・助手に関する制度の見直しを行う。

1 准教授の職の新設

現在の「助教授」を廃止し、「准教授」の職を設ける。

2 助手の見直し

現在の助手のうち、主として教育研究を行うことを職務とし、将来の大学教員や研究者となることが期待される者に相応する職として、「助教」の職を設ける。

現在の助手のうち、教育研究を補助することを主たる職務とする者については、引き続き「助手」とする。

3 施行期日

平成19年4月1日

